

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同表一の一の(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同表一の一の(五)中「生活」を「避難生活」に、「避難している」を「で避難生活をしている」に改め、同表一の2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表一の2の(一)中「(一) 建設型仮設住宅」を「(一) 建設型応急住宅」に改め、同表一の2の(1)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表一の2の(2)中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表一の2の(1)の(3)から(7)までの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同表一の2の(二)中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表二の1の(一)中「若しくは応急仮設住宅」を削り、同表二の1の(三)中「千四百円」

を「千百六十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中

一八、五〇〇円	二三、八〇〇円
三〇、六〇〇円	三九、七〇〇円

三五、一〇〇円	四二、〇〇〇円	五三、二〇〇円	七、八〇〇円
五五、二〇〇円	六四、五〇〇円	八一、二〇〇円	一一、二〇〇円

を

三一、	一八、
-----	-----

八〇〇円	二四、二〇〇円	三五、八〇〇円	四二、八〇〇円	五四、二〇〇円	七、
------	---------	---------	---------	---------	----

二〇〇円	四〇、四〇〇円	五六、二〇〇円	六五、七〇〇円	八二、七〇〇円	一一、
------	---------	---------	---------	---------	-----

に改め、同表三の(三)の(2)の表中

九〇〇円	六、〇〇〇円	八、一〇〇円	一
四〇〇円	九、八〇〇円	一二、八〇〇円	一

二、二〇〇円	一四、八〇〇円	一八、七〇〇円	二、六〇〇円	六、一
八、一〇〇円	二一、五〇〇円	二七、一〇〇円	三、五〇〇円	一〇、〇

を

〇〇円	八、三〇〇円	一二、四〇〇円	一五、一〇〇円	一九、〇〇〇円	二、
〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、四〇〇円	二一、九〇〇円	二七、六〇〇円	三、

に改め、同表六の(一)中「若しくは半焼し」を「半焼し、若しくはこれらに

六〇〇円	六〇〇円
------	------

準ずる程度の損傷を受け」に改め、同表六の(二)中「五十八万四千元」を「次に掲げる額」に改め、同表六の(二)に次のように加える。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

別表第一の八の(三)の(2)のア中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千七百元」を「四千八百円」に改め、同表八の(三)の(2)のウ中「五千五百円」を「五千二百円」に改め、同表九の(三)中「二十一万三千三百円」を「二十一万五千二百円」に、「十六万八千九百元」を「十七万二千元」に改め、同表十一の(四)の(1)中「三千四

百円」を「三千五百円」に改め、同表十一の(四)の(2)中「一体当たり五千三百円」を「一体当たり五千四百円」に改め、同表十二の(二)中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。